

平成 26 年度  
葛尾村除染等工事（その 2）

現 場 説 明 事 項

福 島 環 境 再 生 事 務 所

## 1. 共通事項

### (1) 現場説明事項書について

現場説明事項は、制約をうける当該工事に関する施工条件を明示することによって工事の円滑な執行に資することを目的としており、当該契約においてやむを得ず施工方法等について仮指定せざるを得ないもの、又は変更が予想されるもの、あるいは制約される工事工程等について現場説明参加業者が十分な見積りができるよう条件明示するものである。

そのため、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものである。

また、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項にもとづき受注者と発注者とが協議できるものである。

## 2. 基本事項

本工事施工の前提となる基本事項の処理については以下のとおりとし、これら条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、受注者と発注者とが協議するものとする。

### (1) 用地関係

本工事に必要な仮置場用地の未処理部分の有無（無し有り）

### (2) 協議関係

本工事に必要な設計協議等の未処理部分の有無（無し有り）

## 3. 制約条件に関する事項

- ・特になし

## 4. 仮置場等に関する事項

- ・本工事で発生した除去土壌等は、発生した行政区内の仮置場に保管するものとする。

## 5. 除染同意に関する事項

- ・本工事の前提となる関係人からの除染等の措置の実施の同意は取得済である。

## 6. 施工時期、時間・施工に関する事項

- ・関係官公署その他関係する者から特に施工時間帯の制約を受け、それが他の施工現場

の施工時間等で調整できない場合は、別途協議の上、設計変更の対象とする。

#### 7. 放射線防護に関する事項

- ・除染電離則に基づく放射線防護に要する費用は、当初設計においては、保護具装具費（防塵マスク、個人線量計）、安全講習費、電離放射線健康診断を含む健康診断費、セルフスクリーニング費、放射線管理責任者を計上している。

なおその他のものについて、必要がある場合は別途協議の対象とする。

また、放射線管理手帳の発行に要する費用は計上していない。

#### 8. 防塵対策に関する事項

- ・本件工事に伴う防塵対策は、当初設計において計上しておりません。必要がある場合は、別途協議の変更の対象とする。

#### 9. 交通安全に関する事項

- ・本工事において当初設計では、交通誘導員を計上していない。

なお、施工の手順、警察等関係機関との協議等によりこれにより難しい場合、又は上記以外の区間において交通誘導員が必要となった場合、別途協議の上、設計変更の対象とする。

また、地域により、特殊勤務手当（人事院規則 9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則 9-35（特殊勤務手当）の特例）に定める額）を加算する。

#### 10. 労働者等宿舎設置・撤去に関する事項

- ・労働者確保に要する労働者宿舎の設置及び撤去に要する費用は、当初設計において計上していない。必要がある場合は、別途協議の上、設計変更の対象とする。

#### 11. 除雪に関する事項

- ・本工事の除雪に関しては当初計上していない。

#### 12. 洗浄について

- ・タイヤ洗浄及び使用機械の洗浄に要する費用は、当初設計においては計上していない。必要がある場合は、別途協議の対象とする。

#### 13. 足場及び高所作業について

- ・壁の除染に係る仮設は、 $H = 2.8$  m以上のものについては高所作業によるものとし、高所作業車が使用できない場所のみに足場を設置するものとして形状している。

屋根の除染に係る仮設は、屋根上作業の墜落防止システムによるものとして計上して

いる。

具体的な足場設置場所は監督職員と協議の上、決定するものとする。当初設計で計上している足場及び高所作業車の数量は、上記協議の対象とする。

#### 14. 設計単価について

機械・労務・材料単価については、以下の割増し及び補正を除き避難指示解除準備区域及び居住制限区域内であることを理由とした割増し等は考慮していない。

なお、資材等単価については、平成26年6月建設物価、積算資料二誌平均（南相馬地区）を採用、機械損料及び労務単価については平成26年度を採用している。

- ① 本工事に係る外業に関する工種に従事する者については「時間の制約を受ける工事の割増し」として1.14の割増し係数を採用している。
- ② ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く。）、バックホウ、ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く。）に限り運転時間1時間当たり損料に100分の105を乗じて補正している。

#### 15. 特殊勤務手当について

本工事施工場所は、避難指示解除準備区域である。本工事に係る外業については、除染等工事に従事するものとし6,600円の特殊勤務手当を計上している。

ただし、外業のうち調査測量等に従事する者及び交通誘導員は人事院規則による特殊勤務手当を居住制限区域のみ3,300円を計上している。

なお、内業に従事する者は、特殊勤務手当の支給の対象とはしていない。

（例）積算参考資料上、「特殊勤務手当（除染等業務）（居住制限区域・避難指示解除準備区域）」には6,600円、「特殊勤務手当（特定線量下業務）（人事院規則、居住制限区域）」は3,300円、特殊勤務手当の記載のない工種は、避難指示解除準備区域内または内業であり特殊勤務手当は計上していない。

#### 16. その他

・積雪や凍結の気象条件により除染作業を行うことが困難になることを考慮して作業計画を作成すること。

・仮置場の形状は特記仕様書別図4の仮置場標準図に示しているが、必要に応じて軟弱地盤対策を実施する等、現地にあわせた構造とするものとし、監督職員と協議の対象とする。

・本工事の積算にあたって保管容器は、耐候性大型土のう袋（長期対応 150 $\mu$ m ポリエチレン内袋2重）で計上している。

・除染電離則に係る安全講習費については、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」等に基づき報告された実受講者数で精算する。

- ・土場に関する協議については、一部しか完了していないため、当初契約数量は、数量総括票の数量しか計上していない。残りは、協議が整い次第、数量を契約する可能性がある。
- ・「除染等業務従事者等被ばく線量登録制度」への参加に要する費用は、当初設計では計上していないが、実数により精算変更の対象とする。